

平成 28 年 4 月 27 日

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
の変更について

医薬品マスターが改定され、診療報酬情報提供サービスに掲載されたことに伴い、オンライン
又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）（以下「記録条件仕様」という。）
の別添を、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

なお、下記の変更については、平成 28 年 4 月 1 日より適用開始とします。

記

変更内容

記録条件仕様の「別添 ②歯又は顎単位に使用される特定薬剤（口腔用軟膏剤）」に係る一部の
医薬品について、以下のとおり変更した。

「630010038	ケナログ口腔用軟膏 0.1% (2/3 顎)	40 円→41 円」
「630010039	ケナログ口腔用軟膏 0.1% (1 顎)	60 円→61 円」
「630010045	デルゾン口腔用軟膏 0.1% (1 顎)	50 円→51 円」